

特別障害者手当、障害児福祉手当について

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護などの負担を軽減するための手当です。

【対象者】

20歳以上であって、精神障害（知的障害を含む）または身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にあるかた ※詳細は、お問い合わせください。

【手当額】 月額 27,980円（令和5年度）

障害児福祉手当

在宅の重度障害児のかたに対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

【対象者】

20歳未満であって、身体障害者手帳の1級の一部および2級の一部のかた、療育手帳④のかた並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度のかた

※詳細は、お問い合わせください。

【手当額】 月額 15,220円（令和5年度）

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

福祉3医療助成制度について（医療保険適用後の自己負担分医療費を助成する制度）

1. 重度心身障害者医療費助成制度

【対象者】

- 身体障害者手帳1級～3級のかた
- 療育手帳④、A、Bのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- 65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けたかた（65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態であったかたに限り、※65歳以上で新規に手帳を取得されたかたは、この制度の対象外です。 ※特別障害者手当に準じた所得制限があります。

2. こども医療費助成制度

【対象者】

- 0歳から18歳到達後（3月31日）までの児童

問合せ＝福祉課 社会福祉係・こども福祉係 ☎76-5132

3. ひとり親家庭等医療費助成制度

【対象者】

- 母子・父子家庭の児童と児童を監護する父または母
- 父母のいない児童と児童の養育者
- 父または母に一定の障害のある家庭の児童と児童を監護する父または母
- ※「児童」とは、18歳に到達後3月31日までのかた（一定の障害のある場合、20歳未満のかた）です。
- ※児童扶養手当に準じた所得制限があります。
- ※新たに4月以降の入院時食事療養費が助成対象となります。

有料道路における障害者割引制度の見直しについて

障害者手帳をお持ちのかたで、一定の条件を満たす場合、高速道路などの有料道路通行料金が5割引になります。この障害者割引制度について、見直しがありましたのでお知らせします。

1人1台要件の緩和

これまで、事前登録された自家用車に限り割引が適用されていましたが、事前登録がない自動車（自家用車をお持ちでないかたが、知人の車やレンタカーを利用する場合、介護が必要な重度の障害者のかたがタクシーを利用する場合など）でも、新たに割引が適用されます。

ただし、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に割引の申請手続きが必要です。

料金所において、係員による障害者手帳の提示と運転者の確認などが行われます。

オンライン申請の導入

福祉課窓口で行っている事前登録手続きに加え、オンライン申請が導入されます。ETCを利用するかたが利用できます。利用には、マイナポータルでの登録が必要です。

詳しくは、NEXCOなどが運営しているホームページをご確認ください。



※オンライン申請導入後も福祉課窓口で申請できます。ご利用ください。

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

日本脳炎ワクチン接種のご案内

令和3年以降の一部期間において供給が見合わせられていた1社のワクチンについて、令和3年12月から供給が再開されました。また、令和5年1月時点では、メーカーからの限定出荷（出荷調整）は終了し、十分な量のワクチンが供給できています。

そのため、当時接種をお待ちいただいていたかたを含め、現在対象のかたも接種を受けることができます。医療機関に予約のうえ接種を受けてください。

なお、定期接種期間を過ぎた場合は任意接種となり自費になってしまいますので、お気をつけください。

【接種対象者・期間】

- ・日本脳炎1期（初回2回、追加1回）
生後6か月以上7歳6か月未満（標準的な接種年齢は3歳以上4歳未満）
- ・日本脳炎2期（1回）
9歳以上13歳未満（標準的な接種年齢は9歳以上10歳未満）

※平成19年4月1日以前に生まれたかたは、特例対象になりますので、1期2期ともに20歳未満までは定期接種が適応されます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

問合せ＝保健センター 子育て支援係 ☎76-2855

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成のご案内

ワクチン接種により、肺炎を少しでも予防し、安心して過ごせるよう、今年度も肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成します。

【接種対象者】

- ①美里町にお住まいの令和6年4月1日までに65歳以上になるかた（昭和34年4月1日以前に生まれたかた）で、今までに肺炎球菌ワクチン予防接種の助成を受けたことのないかた
- ②60歳以上65歳未満のかた（昭和34年4月2日～昭和39年4月1日生まれ）で、心臓、じん臓、呼吸器または免疫機能に障害のある身体障害者手帳1級相当の、今までに肺炎球菌ワクチンを接種したことのないかた

【接種期間】 4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

【実施回数】 1回のみ

【自己負担額】 2,000円

※令和5年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になるかたで、今までに肺炎球菌ワクチン予防接種の助成を受けたことがないかたは、法に基づく定期接種の対象となります。個別に予診票を送付します。

※上記以外の年齢のかたで、接種を希望されるかたは、保健センターへ電話（☎76-2855）または直接窓口でお申し込みください。後日、必要書類を送付します。

※令和4年度以前の予診票をお持ちのかたは、再度申し込みが必要となります。

※生活保護世帯および中国残留邦人等支援助給者のかたは、「受給証」などを医療機関へ提示すると接種費用が無料となります。

※東日本大震災で被災されたかたは、接種費用が無料になります。事前にお問い合わせください。

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855

風しん抗体検査・予防接種のご案内

令和元年以降、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性に対して、風しんの抗体検査・予防接種を受けられるクーポン券を送付しています。まだ受けていないかたは、この機会に検査・予防接種を受けてください。クーポン券の使用は1人1回となります。

詳しくは、クーポン券とともに送付したご案内をご覧ください。

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855